

いきいき茨城ゆめ国体高萩市競技施設整備要項

1 目的

この要項は、第 74 回国民体育大会高萩市競技運営基本計画に基づき、高萩市で開催されるいきいき茨城ゆめ国体及び競技別リハーサル大会（以下「国体等」という。）の運営を円滑に行うため、競技施設の整備について必要な事項を定める。

2 競技施設

(1) 競技施設は、競技会場及び練習会場とする。

(2) 臨時仮設物（付帯設備含む。）は、概ね次のとおりとする。

テント、仮設トイレ、電気設備、放送設備、通信設備、給排水設備

3 臨時仮設物の整備場所

臨時仮設物の整備場所は、競技会場、練習会場その他必要と認める場所とする。

4 施設の管理

国体等開催期間中は、各施設に必要な人員を配置して、施設管理者と連携しながら適正な保守及び安全管理を行う。

5 臨時仮設物の設営及び撤去

(1) 臨時仮設物の設営及び撤去は、委託業者等により行う。

(2) 臨時仮設物の設営は、各施設の状況を勘案し、競技会開始の前日までに完了するものとする。

(3) 臨時仮設物の撤去は、競技会終了後速やかに行い、会場等を原状に復旧するとともに、清掃を徹底し、借用物品については、借用先に確実に返却する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、施設整備に関して必要な事項は、別に定める。